

【定款変更認可申請書の提出】添付書類及び提出方法

※定款変更認可申請については、東京都中小企業団体中央会の会員ではない方は、原則、東京都産業労働局商工部調整課協同組合担当との事前協議を済ませてから行ってください。（中央会会員の方は、まずは中央会へご連絡ください）

■定款変更認可申請書 ※必須

＜添付書類＞

(1)定款変更理由書

(2)定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

(3)定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本

(4)その他必要書類

※(1)～(3)は必須

※(4)は、以下をご確認の上、必要に応じて添付してください。

・組合員の資格又は地区の拡大をするときは、その他の書類として、「加入予定者名簿」を提出してください。

・新規事業の追加や事業の廃止をするときは、変更後の「事業計画書」及び「収支予算書」を提出してください。

※上記書類を、ステープラ留めしたものを2部。

※提出された申請書類を確認の上、(申請書類とともに袋とじした)認可書を交付します。

※郵送による返却をご希望の方は、必ず、切手貼付した返信用封筒、又はレターパックを同封してください。

＜提出方法＞

・窓口における提出

「東京都庁第一本庁舎 20 階北側 協同組合窓口」へ、提出書類をご持参ください。

・郵送による提出

「〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 20 階北側 東京都産業労働局商工部調整課協同組合担当 宛」、ご郵送ください。

★LoGo フォームによる提出

HP のリンク先より、入力作業を行ってください。（書面での提出はありません）

認可書の交付は、「電子データ(知事公印無)」で行います。

「書面(知事公印付)」での交付をご希望の場合は、窓口又は郵送にてご提出ください。